

岐阜市児童発達支援センターみやこ園

保育所等訪問支援重要事項説明書

みやこ園が保育所等訪問支援事業を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいてあなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団
法人所在地	岐阜市都通2丁目23番地
代表者氏名	理事長 疋田 宗義
電話番号	(058) 252-0936

2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種類	児童発達支援センター（児童福祉法第43条による施設）・指定保育所等訪問支援事業所
施設の目的	利用児の心身の発達の促進とその障がいの軽減並びに利用者への養育援助のため、保育所等訪問支援を行うことを目的とします。
施設の名称	みやこ園
管理者	森下 功
施設の所在地	岐阜市都通2丁目23番地
電話番号	(058) 252-0460
FAX番号	(058) 252-0465
事業運営の方針	障がいをもつ乳幼児が通う保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活に適応することができるよう専門的な支援を行います。また、関係機関との連携の中で支援の充実を図ります。
開設年月日	平成24年4月1日

3 通常の事業の実施地域

特別な事情がある場合を除き、岐阜県内の区域、言語発達遅滞児については岐阜市内の区域とする。

4 主たる対象者

聴覚障がいのある児童及び言語発達に遅れのある児童

5 施設の概要

(1) 主な設備

設備の種類	室数	面積
遊戯室	1	54.12㎡
観察室	1	30.43㎡
診察室	1	36.61㎡
聴力検査室	1	18.22㎡
訓練室	5	122.17㎡
相談室	1	29.65㎡
便所	1	14.30㎡
事務室	1	37.92㎡
調理室	1	32.84㎡ (共用)

(2) 職員体制

職種	員数
管理者	1名
児童発達支援管理責任者	1名
訪問支援員	4名以上
医師	3名 (小児科1名、耳鼻科2名)
事務員	1名

6 みやこ園の開園日及び開園時間

開園日	「岐阜市の休日を定める条例」に規定された市の休日を除く日
開園時間	8:45～17:15

7 事業の概要

事業の目的及び方針	利用児が、保育所等における集団生活に適応できるよう、保育所等を訪問し、利用児の身体及び精神の状況、適性、障がいの特性、その置かれている環境、利用児・者の意向、その他の事情に応じて適切かつ効果的な支援を行います。 また、利用者及び訪問先施設の職員に対し、利用児への支援方法について指導します。
-----------	--

8 利用料

(1) 利用者にお支払いいただく金額

利用料	
-----	--

利用者負担額	・ 1回当たり _____円
交通費実費	・ 1回当たり _____円

(2) 利用料の支払い方法

種 類	利用者負担額及び必要に応じて請求した交通費実費を、事業提供回数に応じ月単位で請求します。
請 求	事業提供月の翌月10日までに、利用者に請求書を送付します。
支払い期日	指定の口座から請求月の27日に引き落としします。

9 苦情申し立て先

苦情受付窓口	苦情受付担当者	大島洋子
	受付時間	8：45～17：15（開園日のみ）
	受付方法	電話番号 058-252-0460 苦情受付箱も設置していますので、ご利用ください。 必要に応じて第三者委員の助言・立会を求めることができます。
岐阜市役所 障がい福祉課	所在地	岐阜市司町40番地1
	電話番号	058-265-4141
	受付時間	8：45～17：30（祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日）
岐阜県運営適正化 委員会	所在地	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館6階
	電話番号	058-278-5136
	受付時間	9：00～17：00（祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日）

10 虐待防止

虐待防止に関する責任者	(管理者) 森下功
虐待防止のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、障がい児に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。 ・職員を対象に虐待の防止啓発の研修会を実施します。

11 緊急時及び事故発生時の対応

現に事業の提供を行っている時に利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関若しくは、利用児の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。

1) 協力医療機関

医療機関名	すこやかこどもクリニック	診療科	小児科
所在地	岐阜市鹿島町5丁目16番地		
代表者	渡邊宏雄	電話番号	058-253-0108

2) 利用児の主治医

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

3) 事故発生時の対応

支援の提供により事故が発生した時は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1.2 事業をご利用の際に留意いただく事項

協力	利用にあたって利用者は、利用児の集団適応のために、支援者やその集団を運営する機関との協力のもと、積極的に事業に取り組まれるようお願いいたします。
連絡	事業の利用日に、所属する集団の場を欠席する場合は、みやこ園に連絡を入れてください。また、事業の実施中の緊急事態を想定し、利用者は、常にみやこ園からの連絡がとれるようにご配慮ください。
所属機関への説明	利用者は、予め利用児が所属する機関に対し、事業の利用について説明をしてください。

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用児 氏名 _____

利用者 住所 _____

氏名 _____

事業所 所在地 岐阜市都通2丁目23番地

岐阜市児童発達支援センター

名称 みやこ園

管理者 森下 功

説明者 _____